

# にいがた



 ▲荻ノ島かやぶきの里(柏崎市)

## Contents

- ボーナス等の支払いがあった場合
- 協会けんぽからのお知らせです
- 標語コンクール入選作品発表

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ 0570-05-1165

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>  
財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

【職場内で回覧しましょう】

事業主のみなさまへ

# ボーナス等の支払いがあった場合

支払われたボーナス等も、将来受け取る年金額の  
対象となりますので忘れずに届出をしましょう。

## 提出する時期は？

ボーナス等の支払いがあった日から5日以内に提出してください。

※提出の際は、被保険者ごとに賞与額等を記入した「被保険者賞与支払届」と  
「被保険者賞与支払届総括表」を併せて提出してください。

## 賞与とは

賞与とは、賞与、手当、その他いかなる  
名称であるかを問わず、労務の対償として  
受けるすべてのもののうち、年間の支給が  
3回以下のものをいいます。

## 対象となるもの

賞与（役員賞与も含む）、ボーナス、期末手当、年末手当、  
夏（冬）期手当、越年手当、勤勉手当、繁忙手当、もち代、年  
末一時金などの賞与性のもの（年3回以下支給の場合）、  
その他定期的でなくとも一時的に支給されるもの

※年4回以上支給されている賞与（標準報酬月額の対象となる）や結婚祝金、大入袋等は届出の賞与の対象にはなりません。

## 届出方法

### FDの場合

磁気媒体届書作成プログラム（日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/> から無償で提供されています。）により作成し提出してください。また、希望する事業主の方には、被保険者の氏名や生年月日などの基本情報をあらかじめ収録したターンアラウンドFDを送付しますので、これを利用することで届書の作成がいっそう容易に行えます。

### 届書用紙の場合

賞与支払予定月の前月に、被保険者の氏名・生年月日などの基本情報を印字した届書用紙が送付されますので、必要事項を記入のうえ提出してください。

## 注

- 賞与の支払いがない場合も届出が必要です

※賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合は、「被保険者賞与支払届総括表」のみ提出してください。

- 昭和12年4月2日以降の生まれであって、70歳以上の被保険者（被用者）を常時雇用されている場合には、「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届・月額変更届・賞与支払届」も併せて提出していただきますようお願いいたします。

電子申請により届出することもできます。電子申請の手続きについては、  
電子政府の総合窓口（アドレス <http://www.e-gov.go.jp/>）をご覧ください。

## 賞与にかかる保険料率

健康保険料（全国健康保険協会管掌健康保険）  
（事業主・被保険者折半）

■介護保険に該当しない被保険者  
標準賞与額 ×  $\frac{94.3}{1000}$

■介護保険に該当する被保険者  
標準賞与額 ×  $\frac{109.4}{1000}$

厚生年金保険料（一般）  
（事業主・被保険者折半）

標準賞与額 ×  $\frac{160.58}{1000}$

児童手当拠出金  
（全額事業主負担）

厚生年金保険の  
標準賞与額 ×  $\frac{1.3}{1000}$

※標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額です。

※標準賞与額は、健康保険では年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）540万円まで、厚生年金保険では1回の支給につき150万円が上限となります。

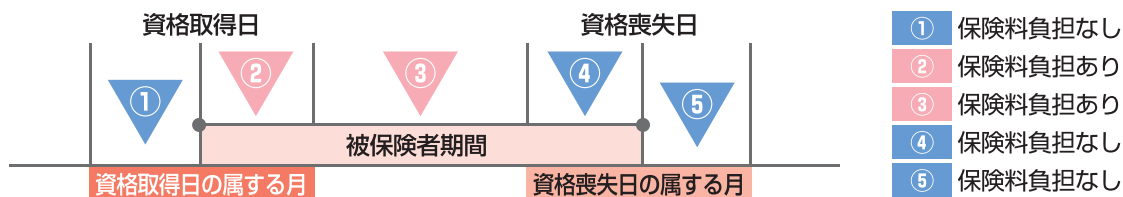
※ご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

# こんなとき 賞与にかかる保険料は どうなるの？

資格取得月等の賞与にかかる保険料は、賞与の支払日により保険料徴収の取り扱いが異なります。

※▼▲は、賞与の支払を示します。

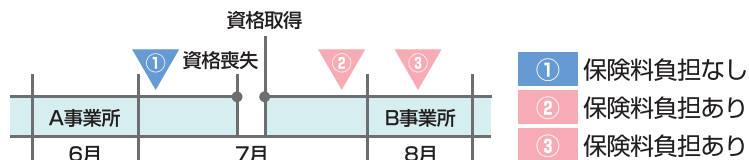
## 資格取得・喪失時の取り扱い



- 資格を取得した月に支払われる賞与は、保険料賦課の対象となります。しかし、①のように資格取得日の前に支払われた賞与（支度金など）については、保険料賦課の対象となりません。
  - 資格を喪失した月に支払われた賞与は、保険料賦課の対象となりません。
- (注)④の場合、保険料負担はありませんが、標準賞与額として決定し、健康保険で標準賞与額累計額に含めますので、賞与支払届を提出してください。

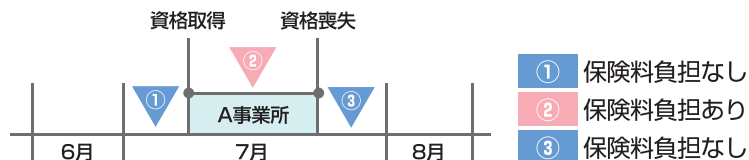
## 同月内に資格喪失・資格取得があるときに支払われた場合

- 同月内に事業所を異動した場合、資格を喪失した事業所からその喪失月に支払われた賞与は、保険料賦課の対象となりませんが、資格を取得した事業所から取得日以降に支払われた賞与は、保険料賦課の対象となります。

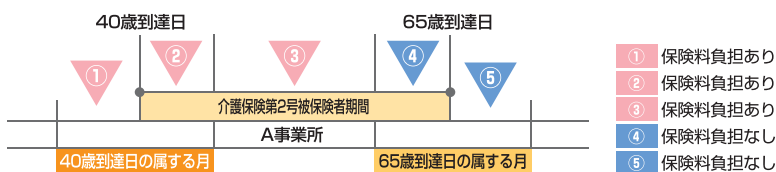


## 同月内に資格取得・資格喪失があるときに支払われた場合

- 資格取得と同月に資格喪失し、同月に再取得していない場合、被保険者期間中に支払われた賞与は保険料賦課の対象となります。



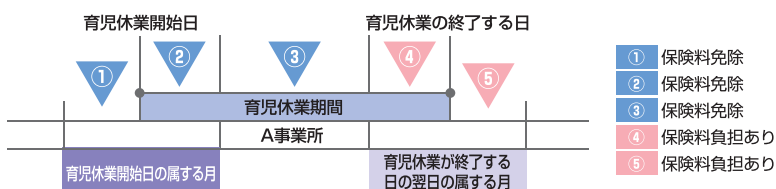
## 賞与にかかる介護保険料の取り扱い



- 40歳到達日の属する月に支払われた賞与は、介護保険料賦課の対象となります。
- 65歳到達日の属する月に支払われた賞与は、介護保険料賦課の対象となりません。



## 育児休業期間中の取り扱い



- 育児休業開始日の属する月に支払われた賞与は、保険料免除の対象となります。
- 育児休業が終了する日の翌日の属する月に支払われた賞与は、保険料免除の対象となりません。

(注) ①②③の場合は、保険料は免除されますが、賞与が年金額額の計算に反映されるため、賞与支払届を提出してください。

## 訂正とお詫び

6月号でお知らせした内容に誤りと訂正がありました。ご迷惑をお掛けして申し訳ございません。

- 2頁目下欄「届出の際のお願い」
  - ・4行目 9月1日時点の一時帰休～ → 「7月1日時点」に変更となりました。
  - ・8行目 社会保険事務所調査 → 社会保険事業所調査の誤りです。

※ご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

# 協会けんぽからのお知らせです

## ケガで医療機関にかかったとき

### ■ケガにより保険証を使用した場合はその原因を確認しています

健康保険（協会けんぽ）では、私用中のケガや病気を対象に給付を行います。工作中的のケガなどは労災保険が給付を行い、また、他人の行為でケガを負わされ、保険証を使用して治療をした場合は、協会けんぽが支払った分の医療費を、相手方に賠償請求することになります。

このことの確認のため、骨折・打撲等、外傷性のケガで保険証を使用して治療を受け、医療機関から協会けんぽに請求があった場合※は、ケガの原因を確認するための文書「負傷原因の照会について・負傷原因届（回答票）」をお送りしておりますので、必ず回答票のご返送をお願いいたします。

回答票をいただいた後に、その内容により別途届出が必要となる場合があります。（下の表をご覧ください）

その際は改めて協会けんぽから届出のご案内をいたしますので、ご提出をお願いいたします。

※加入者の皆様が医療機関で保険証を使用すると、約3ヶ月後にレセプトと呼ばれる診療の明細書によって医療費の請求（自己負担が3割の場合は7割分の請求）が協会けんぽに届きます。

	原因	回答票	協会けんぽへの届出	医療給付
工作中	①ケガ全般(通勤途中含む)	要	不要	労災保険(届出が必要です)
	②交通事故(相手あり・自損とも)	要	要	協会けんぽ
私用	③他人からの行為によるケガ	要	要	協会けんぽ
	④相手がいらないケガ	要	不要	協会けんぽ



●協会けんぽから負傷原因の照会文書をお送りするには、医療機関からの請求時期の関係で約3ヶ月～4ヶ月ほどかかってしまいます。特に上記②、③の場合で保険証を使って治療を受けようとする際は、その後のお手続きがございますので、事前に下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

●医療機関で治療を受けられた際に、医師へケガの原因をお話されている場合でも、医療機関からの請求の中にはプライバシー保護の観点から、その原因は記載されていないため、請求を受けた協会けんぽがご本人様へ照会を行っています。

上記にかかるお問い合わせは ▶ 【レセプトグループ】 TEL.025-242-0263

## 限度額適用認定証をご利用ください

### ■70歳未満の方が入院されたとき、限度額適用認定証を提示することで、医療機関でのお支払いが次でお示しする「自己負担限度額」までに軽減されます！

所得区分	自己負担限度額	(多数該当)
上位所得者	150,000円+{(総医療費-500,000円)×1%}	83,400円
一般	80,100円+{(総医療費-267,000円)×1%}	44,400円
低所得者	35,400円	24,600円

※上位所得者:標準報酬月額53万円以上の方、低所得者:被保険者が住民税非課税の場合等



限度額適用認定証の交付を受けるには事前に申請が必要です。「限度額適用認定申請書」を協会けんぽにご提出ください。低所得者に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」に市区町村から非課税であることの証明を受けるか、別に非課税証明書をつけてご提出ください。なお、8月以降の診療分は平成23年度の証明を受けてください。

限度額適用認定証を使用しない場合は、医療機関窓口で請求された医療費の自己負担額（3割相当）を一旦全額支払い、その後に高額療養費の申請をすることにより、自己負担限度額を超えた分が給付金として払い戻されます。

なお、限度額適用認定証を使用した場合であっても、1年間で4回以上自己負担限度額を超えた月があるとき（多数該当）、同月内に別の医療機関にも受診し自己負担額が21,000円以上かかったとき（世帯合算）など、別途「高額療養費」を受給できる場合がありますのでお問い合わせください。

上記にかかるお問い合わせは ▶ 【業務グループ】 TEL.025-242-0262



全国健康保険協会 新潟支部  
協会けんぽ

協会けんぽ 新潟

検索

〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階 TEL.025-242-0260 (代表)

健康づくり

# 標語コンクール入選作品発表

おめでとうございます  
ございます

健康づくりの一環として、被保険者や家族の一人ひとりが関心を持ち、健康であることの素晴らしさを一層認識していただくため、職場や家庭での健康づくりを内容とした健康づくり標語コンクールを実施したところ、75通の応募をいただき誠にありがとうございました。

本年度は審査の結果、次の方々が入賞されました。（敬称略）

<b>金賞</b>	<b>毎日の 小さな努力で 大きな健康</b>	越 雅 広
<b>銀賞</b>	<b>あきらめない がんばらない 続ける事が健康への道</b>	廣 井 由美子
<b>銅賞</b>	<b>朝の元気な挨拶は 健康な心と体から</b>	野 本 カズイ
<b>佳作</b>	<b>良い習慣 進んで実行 健康人生</b> <b>健康は 家族みんなの笑顔から</b> <b>まず一歩 その踏み出して健康に</b> <b>食べればスッキリ目覚ましごはん からだよろこぶ朝食習慣</b> <b>健康は 心と体が つくりだす</b> <b>早寝早起き朝ごはん 今日もハツラツ元気でスタート</b> <b>ダイエット 明日からって いつやるの？</b>	飯 野 千恵子 見 原 正 美 入 澤 栄 子 小 倉 健 治 長 橋 千 代 早 津 由美子 石 塚 侑 子

## 8月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

会 場	相談日	時 間	会 場	相談日	時 間
五泉市役所村松支所	18(木)	10:00~15:00	柿 崎 商 工 会	17(水)	10:00~15:00
阿賀町役場本庁	24(水)	10:00~15:00	市民交流センター ネープルみつけ	24(水)	10:00~15:00
佐渡中央会館	17(水)	13:30~16:30	阿賀野市水原公民館	17(水)	9:30~12:30
両津地区公民館	18(木)	9:00~11:30	村 上 市 役 所	10(水)	10:00~15:00
小木町商工会	18(木)	8:50~11:00		24(水)	10:00~15:00
小出商工会	17(水)	10:00~15:00	十日町地域地場産業振興センター (クロス10)	11(木)	10:00~15:00
糸魚川市役所	10(水)	10:00~15:00		25(木)	10:00~15:00
	24(水)	10:00~15:00			

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、終了時間の30分前までとなります。  
(佐渡中央会館のみ終了時間の20分前までです。)

- 年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。

※上記の年金相談でご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

### 社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています

- 五泉商工会議所[五泉市郷屋川1-2-9]……………毎月第2火曜日(10:00~15:00)
- 小千谷商工会議所[小千谷市本町2-1-5]……………毎月第2水曜日(10:00~15:00)
- 寺泊町商工会[長岡市寺泊坂井町9769-31]……………毎月第2水曜日(10:00~15:00)

※五泉商工会議所は予約制です。 予約連絡先 TEL.0250-43-5551

※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

## 社会保険事務講習会開催のご案内

参加料無料

9月開催の事務講習会は年金事務所からは年金給付（老齢給付関係）を中心とし、健康保険は保険給付関係について、次の日程で社会保険事務講習会を開催します。

多数の参加をお待ちしています。

**特典** 講習会参加の皆様には、「平成23年度版社会保険の事務手続」を差し上げます。

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
9月 6日(火)	午後1時30分 ～午後4時	ハイブ長岡	長岡市千秋3-315-11	70名
9月 9日(金)		上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	50名
9月13日(火)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
9月15日(木)		クロスパルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
9月16日(金)		クロス10	十日町市本町6丁目	30名
9月20日(火)		三条・燕地域リサーチコア	三条市須頃1-17	48名
9月21日(水)		ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	30名

### お申込み方法

開催日・事業所名・参加者名・参加会場を記入し、FAXにてお申し込みください

財団法人 新潟県社会保険協会 TEL.(025)240-5337 FAX.(025)290-3201

## 施設割引制度追加等のお知らせ

利用施設が追加になりました。

スポーツ  
クラブ

新津カントリー  
クラブ

・新潟市秋葉区田家8500番地 TEL.0250-22-1850

● 割引内容/プレー料金 ピンターに限り通常料金及び季節料金より500円引き  
(コンペ、その他優待券との併用はできません)

佐渡を歩こう

元気ハツラツ

健康ウォーク!



朱鷺のいる豊かな佐渡の  
自然との触れあいを楽しみませんか

今年は、佐渡市小木地区で開催します!

開催日 平成23年9月25日(日)

お申し込み、詳細については

「社会保険にいがた8月号」をご覧ください。



宿根木

## 平成23年度 社会保険軟式野球 新潟県大会

社会保険軟式野球新潟県大会の予選を兼ねた大会が社会保険協会各支部で行われ、次の代表チームが決定しました。新潟県大会は来る、7月30日(土)、7月31日(日)の両日に「ハードオフ エコスタジアム 新潟」で行われます。



県大会出場  
チーム決定!

新潟東支部 北陸ガス株式会社

新潟西支部 蒲原ガス株式会社

長岡支部 社会福祉法人 長岡三古老人福祉会

上越支部 株式会社 柿崎機械

柏崎支部 株式会社 リケン柏崎事業所

三条支部 株式会社 三條機械製作所

新発田支部 北興化学工業株式会社新潟工場

六日町支部 十日町農業協同組合